

令和 元年7月 5日

三島信用金庫

口座を開設される個人のお客さまへのお願い

最近、新聞・テレビなどで報道されておりますように、預金口座を利用した悪質な詐欺等が大きな社会問題となっております。

当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに以下の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1. 口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な店舗にてお手続きください。遠隔の店舗をご希望の場合は、ご利用目的をお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

2. ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証などの写真付の書類をご提示ください。写真付でない本人確認書類をお持ちの場合には、追加の本人確認書類や公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、当金庫において必要と判断する方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

3. 口座のご利用目的を確認させていただきます

ご利用目的等を書面で確認し、目的が給与受取の場合は必要に応じお勤め先に電話するなど当金庫において必要と判断する方法により、確認をさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

4. 複数の口座を開設されることはご遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座開設をご希望の場合は、ご利用目的によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

5. 第三者に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています

当金庫の預金規定により、第三者による口座利用や口座の譲渡は禁止されております。第三者による口座利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただくか、解約させていただくこともあります。

以上